

基本方針関係

分類	質問内容	回答
基本方針	拠点都市部の駅施設のみを優先せず、5000人/日未満の旅客施設のある地域においても義務化し、早急にバリアフリー化を進めるべきではないですか。	1日あたりの平均的な利用者数が5000人以上の旅客施設を、全利用者のおよそ9割が利用することから、まずこれらの旅客施設について優先的・重点的にバリアフリー化を進めることを目標としています。 なお、1日あたりの平均的な利用者数が5000人未満の旅客施設のバリアフリー化についても重要であることから、基本方針においては、地域の実情に鑑み、可能な限り移動等円滑化を実施する旨記述しているところです。
基本方針	「1日あたりの平均的な利用者数が5000人以上」とは乗車数ですか。それとも乗降者数ですか。	ここでいう5000人以上とは、旅客施設の1日当たりの乗降客数を指します。
基本方針	基本方針に記述のある目標年は、「平成22年」とありますが、年末である平成22年12月31日までということによろしいですか。	平成22年12月31日までです。
基本方針	目標年の平成22年以降については、どのように変更されるのか教えていただけますか？	平成22年末以降も、バリアフリー化の実情などを踏まえ、さらなるバリアフリー化に向けて目標を設定して進める予定です。
基本方針	平成22年度以降は基本構想の延長はできないのか。	平成22年末の国の目標はあくまで通過点であるため、状況に応じて基本構想の延長は可能です。

基本方針関係

分類	質問内容	回答
基本方針	「福祉タクシー」の目標値が約18,000台となっていますが、他の車両等と同様に「普及率」としなかった理由を教えてください。	福祉輸送は、個々の障害者のニーズに応じた車両を利用者が選択して行うことが望ましいと考えられること、また、流し営業を行っているタクシーについては、輸送効率が重要であることと等を踏まえ、一律的に一般タクシーについてバリアフリー化の数値目標を課すのは困難であるという考えによるものです。
基本方針	積雪寒冷地のように誘導ブロックの補修が必要な地区での目標値の引き下げは考えているのか？	目標の達成については、できる限り努めていただきたい。
基本方針	基本構想作成後の特定事業の進捗管理は、どの組織で行うのか？	法第26条により、協議会は、基本構想の作成に関する協議だけでなく、基本構想の実施に係る連絡調整のために活用することができるとの規定になっています。
目標値 (交通)	福祉タクシーの目標値達成に向けての具体的な方策(どのような形で義務づけしていくのか)について教えてください。	福祉タクシーの実績は平成12年度末では約2,000台、平成17年度末では約8,800台となっています。目標値の設定にあたっては、助成措置による増を考慮した上で推計しています。各事業者におかれましては、目標値達成に向けたバリアフリー化の推進についてご努力願います。